

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、国の「企業版ふるさと納税制度」が令和9年度末まで期限が延長されたことに伴い、松本市においても寄附の積極的な募集活動を行うことを目的とする。

2 業務名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

3 委託契約

(1) 契約締結

受託候補者決定後、協議を経て契約を締結する。

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

以下の方法により松本市の企業版ふるさと納税の募集を支援すること。

(1) 寄附見込企業の選定(営業リスト作成等)

(2) 寄附見込企業に対する働きかけ(松本市の地方創生事業の紹介等)

(3) 松本市に対する寄附見込企業の紹介

(4) 松本市と寄附企業とのマッチング後の双方への必要な支援

(5) その他、松本市の寄附につながる支援

5 委託料

(1) 委託料の算定は成果報酬型とし、受注者が松本市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附に至った場合、次の計算式により算出した委託料を支払うものとする。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする）

※上記の金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

(2) 寄附金からの差し引きは認めない。

(3) 寄附見込企業への働きかけに係る費用（旅費、通信費、消耗品費等）は、受注者負担とする。

6 業務実施報告及び支払方法等

(1) 受託者は、寄附見込企業を紹介して寄附に至った場合、当月分の実績を、原則として翌月20日までに松本市に報告（任意様式）すること。

- (2) 松本市は、報告を受理し、検収に合格したと認めるときは、委託料について、正当な請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

7 業務実施上の留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、企業版ふるさと納税制度の仕組みを理解した上で、各種関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た情報は他に漏らしてはならない。
- (3) 仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じた場合は、協議して定めるものとする。

8 担当

総合戦略局 総合戦略室 担当：篠田

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

電話番号：0263-34-3274

メールアドレス：seisaku@city.matsumoto.lg.jp